

令和6年度

大阪府自動車小売業

最低賃金専門部会

第1回 会議次第

令和6年8月22日（木）午後5時00分
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長及び部会長代理の選出について
- （2）審議の進め方について
- （3）審議資料について
- （4）大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

大 阪 府 自 動 車 小 売 業
最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

令和6年7月25日任命

	氏 名	現 職	備 考
公益委員	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	岸本 佳浩	大阪天満法律事務所 弁護士	
	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授	
労働者委員	仲谷 太佑	全国スバル販売労働組合大阪スバル支部 副執行委員長	
	松島 知大	大阪トヨタ自動車労働組合 中央執行委員長	
	山田 晋	関西マツダ労働組合 執行委員長	
使用者委員	塩崎 邦生	大阪トヨタ株式会社 管理本部長 総務部長	
	水谷 昌弘	株式会社関西マツダ 常務執行役員 管理本部長	
	山形 正典	日産大阪販売株式会社 執行役員 管理本部副本部長兼人事部長	

(五十音順)

令和6年度大阪府自動車小売業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和6年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	7
資料	5	大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	11
資料	7	令和6年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料	8	大阪府自動車小売業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料	9	令和6年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)	17
		(使用者側)	19
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	25
資料	11-1	令和6年春季賃上げ妥結状況（最終報）	27
資料	11-2	令和6年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	35

大 阪 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
大阪府自動車小売業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行する。

この規程は、平成25年9月9日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月20日から施行する。

令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和6年7月2日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来 of 経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和6年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和6年6月28日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正申出年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2,345	1,097 (46.8%)	労働協約ケース
大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣	14,877	6,396 (43.0%)	労働協約ケース
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	全電線大阪地方協議会 議長 絹田 伸一 アルミ関連労働 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	4,232	3,117 (73.7%)	労働協約ケース
大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	56,706	24,093 (42.5%)	労働協約ケース
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29(E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	26,190	25,134 (96.0%)	労働協約ケース
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	13,467	5,650 (42.0%)	労働協約ケース
大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	16,741	6,388 (38.2%)	労働協約ケース

改

正

決

定

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計

2024年6月28日

大阪労働局
局長 荒木 祥一 様

大阪府池田市満寿美町 13-16
自動車総連 大阪地方協議会
議長 森 茂 喜

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

※ 申出者が 2 名以上の場合

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、大阪府自動車小売業の最低賃金改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
大阪府において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 16,741 人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲
大阪府において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。
(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
(2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
以上 約 16,741 人
3. 改正を申し出る最低賃金の件名 大阪府自動車小売業最低賃金
4. 申出の内容
上記 3 の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
5. 申し出の理由 <労働協約ケースの場合>
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね 3 分の 1 に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。



賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6,388人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 6,388人
大阪府における自動車小売業を営む使用者に使用される基幹的労働者 16,741人
=38.2%>おおむね3分の1以上
労働協約上の賃金の最も低い額=1,143円/時間額
改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額=1,064円/時間額

6. 添付書類

- ①申出合意書及び委任状
- ②労働協約の写し
- ③当該労働協約の適用を受ける基幹労働者の概算
- ④所定労働時間及び所定労働日数

写

令和3年9月24日

大阪労働局長
木暮 康二 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 服部 良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月6日付け大労発基 0706 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間993円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和3年12月1日



大労発基 0702 第 2 号
令和 6 年 7 月 2 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
荒木 祥一

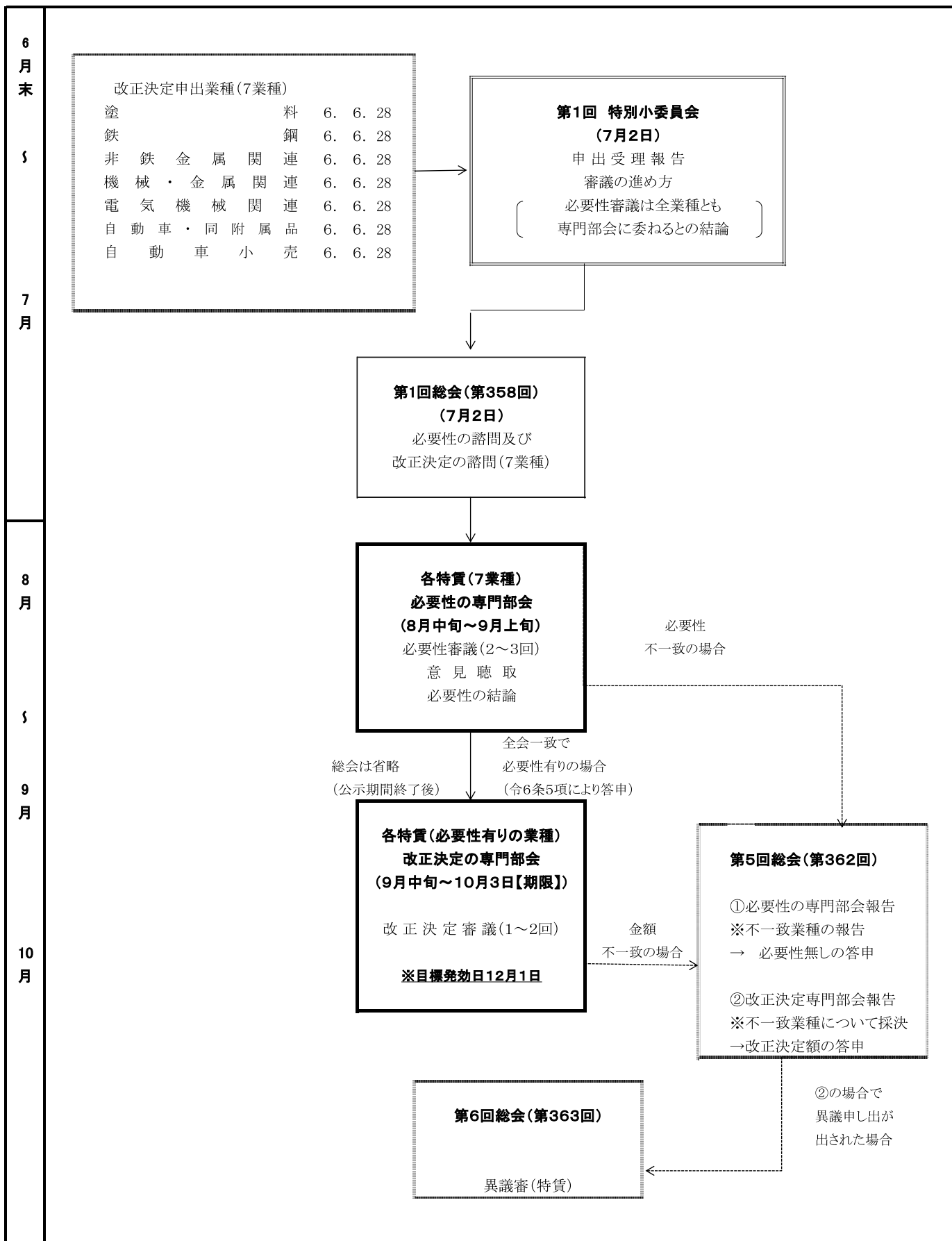
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和6年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ



自動車小売業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 993

事業所番号	対象人数 (人)	所定労働時間数 (時間)	所定労働日数 (日)	令和6年協約金額		
				月額(円)	日額(円)	時間額(円)
1	220	—	—	192,000	—	1,197
2	1,465	—	—	180,000	—	1,143
3	444	162.000	20.70	204,300	—	1,261
4	398	158.125	21.09	192,500	—	1,217
5	197	156.250	20.83	197,000	—	1,261
6	456	158.800	21.17	190,200	—	1,198
7	1,390	159.720	20.83	190,000	—	1,190
8	975	158.100	21.10	185,000	—	1,170
9	843	163.300	20.40	201,400	—	1,233
合計	6,388					

※ 網かけ部分は、協定額のうち最低額。

※ 労働組合が同一の事業場（協約内容が同じ）は、まとめて表記している

令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府自動車小売業 最低賃金
労・使側	

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

◆労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上、および自動車産業の魅力向上による人材の確保と永続的発展を果たすべく、当該特定最低賃金の改正は『必要』です。

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

①産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

◆自動車は、経済社会の基盤となる輸送手段を提供するのみならず、生活文化を形作る重要な要素となっている耐久消費財です。通勤や外出時の「足」として利用されているだけではなく、余暇においてはより充実した生活実現に「愛車」として活躍しています。個人で所有していなくてもバス・タクシー・配達車等の利用があり、自動車との関わりを持たない人や企業はほとんどなく、(一財)自動車検査登録情報協会の「都道府県別・車種別自動車保有台数(軽自動車を含む)」によると、大阪府は全国で5番目の保有台数3,833,303台(2023年4月末現在、昨年より5,087台増)を擁する地域であり、自動車の販売と整備を生業とする自動車小売業が、大阪府における産業構造の中においても重要な位置を占めており、大阪府の経済と人々の生活を支えています。

◆自動車は耐久消費財の中では高額な商品です。販売取引行為に際して官公庁の検査や申請手続きが必要であることなど販売形態が特殊であることから、家電量販店やディスカウントストアのような販売店はなく、特に自動車の機能向上が著しい今日においては、販売員はお客様に説明すべき事項も多いうえ、溢れる情報の中からお客様に合った的確な情報の提供が求められています。また整備士もお客様に対して安心・安全を提供するための高度な技術と知識が求められています。自動車は取り扱いを誤ると人命に関わる商品であり、それを販売し性能を維持するメンテナンスを長きにわたり行っていく責任の重大性は他の小売業とは比べものになりません。

◆このように自動車小売業は、豊富な知識や経験を持った販売員と整備サービスを担う国家資格を持った技能者の確保が必要であり、また高額商品を提供する観点からもお客様に安心感を持っていただくために正社員の比率は高い業態だと言えます。従って多くの正社員を雇用し続ける企業体力(経営実績・経営能力・支払能力)を持つことが必然となるのが自動車小売業であるといえます。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

◆大阪府労働環境課が府内労働組合の賃上げ状況をまとめた、令和6年春季賃上げ妥結状況(詳細分析報告)の産別妥結状況によると、卸・小売業の妥結額【加重平均】は昨年の9,838円から13,440円(3,602円増・増減率36.6%)へと昨年を上回っています。

- ◆大阪労働局職業安定部職業安定課の新卒採用時賃金情報によると、大阪府の令和6年3月卒業者【高校】の所定内給与額【卸・小売業】の平均額は199,000円であり、時間額に換算すると(1ヵ月単位の変形労働時間制【31日・177.1時間】の労働時間で月額を除いた)1123.6円になります。また自動車総連大阪地方協議会販売部門21組合では、2024年総合生活改善において企業内最低賃金協定額の引き上げを要求した16組合のうち14組合で引き上げ回答が出ており、使用者側も最低賃金の意義を十分に理解していることが伺えます。なお、大阪府自動車小売業の最低賃金改正を求める申出書において企業内最低賃金協定【18歳以上】の適用を受ける基幹的労働者の最下限額は1,143円となっています。

③生活の実態〔物価、標準生活費等〕

- ◆大阪市消費者物価総合指数(2024年7月速報)は、2020年を100として108.4(前年同月比2.9%増)、生鮮食品を除く総合指数は108.1(前年同月比2.8%増)、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は107.4(前年同月比1.6%増)となっており物価上昇局面が続いています。そして厚生労働省毎月勤労統計調査(2023年5月)によると実質賃金指数は現金給与総額【事業所規模5人以上】において前年比1.3%減となっていることから、家計は悪化しているといえます。

3. その他

- ◆自動車産業は、生産・販売・整備・輸送など広範な関連産業を持つ総合産業であり、直接・間接に従事する就業人口は我が国の全就業人口の約8%、製造品出荷額は全製造業の製造品出荷額の約17%、機械工業全体の約38%を占めるなど、日本の経済を支える基幹産業のひとつとして重要な地位を占めています。日本の成長を支える自動車産業の持続的発展を果たすには、「労働の質の高さ」に相応しい労働条件を目指し実現していくことで産業全体の底上げを図り、そこで働く「人」の意欲・活力を高める必要があります。こうしたことから産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる特定最低賃金を引き上げて、産業に相応しい最低賃金水準の底上げを図っていかねばなりません。
- ◆組織化された労働者は対等な労使交渉で自らの労働条件決定に関与できますが、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの労働条件決定に関与することができないのが現状です。すべての労働者の賃金の底支えを図るためにも、最低賃金への取り組みを推進する必要があると考えますが、特に産業別最低賃金への取り組みは、労使間だけに留まらず公益側も加わり三位一体となった日本で唯一の企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、企業にとってより良い人材確保の観点からも、産業の健全な発展のためにも重要な制度です。産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する産業別最低賃金の役割は、最低限の生活を保証するセーフティネットの意味合いを持つ地域別最低賃金とは大きく性格が異なっています。数年来続いている地域別最低賃金との金額差の議論ではなく、産業の持続的発展に相応しい水準となる産業別最低賃金の設定が必要であると考えます。

○ 記述責任者

氏 名：自動車総連 大阪地方協議会 山田 晋
記述年月日： 2024 年 7 月 28 日

令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労・ 使 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正の必要性はないと考えます

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

コロナの感染症分類が昨年5月に2類から5類に引き下げられたことを受け、世界的に経済が回復してきた。半導体不足などで長納期となっていた新車販売も大幅に回復している状況である。しかしながら昨年末から相次ぐ各メーカーの認証不正問題等により先行きについては極めて不透明な状況である。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

今年の春闘においては前述の通り、業績の改善に伴い（一部販社を除く）賃金引き上げを行った。賃金の引上げ額については平均で14,000円（4.7%）で妥結。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

消費者物価は前年と比較すると2%台後半で推移している。ちなみに2020年を100とした場合の物価の動向は108.2となる（総務省報道資料より）。ただしそんな中、今年地域別最賃は50円の引上げとなりそうであり、そうすると大阪府の地域別最賃は2020年を100とした場合、115.6となり、物価上昇率を大きく上回っている。

④ その他

上記に記載の通り、政府の指導等もありここ数年地域別最低賃金は飛躍的に上昇している。そんな中、自動車小売業特定最賃を引き上げる必要性が見当たらない。

3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏名 塩崎 邦生

記述年月日：令和 年 月 日

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労(使)側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

・改正の必要は無いと考えます

2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

・昨年から続く物価の上昇を受けた仕入れ原価や経費の上昇が著しい環境下であるが、作業工賃や販売価格への転嫁が進んでおらず、経営を圧迫し極めて厳しい経営状況にあります

また、少子高齢化や若者の車離れから、就業者の減少は年を追って厳しさを増しており、業界の先行き不透明感は以前にも増して深刻な状態であると言えます

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

・昨年の最低賃金は過去最高の上げ幅となり、令和6年度の上げ幅も考慮した最低賃金の引上げを実施し、今年度の春闘においても、5%前後、平均1万円以上の賃上げを実施しており、可能な限りの昇給をしているものと判断します

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

・物価上昇は前年から引き続いている状態ではあるが、大阪府の最低賃金は高い状況にあり報道による今年度の上げ幅50円とすれば4.7%の上げ幅となり、総務省発表の6月の消費者物価指数(前年同月比+2.8%)を大きく上回る事となる

④ その他

・大阪府の最低賃金は全国平均1,000円を大きく上回っており、業界における特定最賃の必要性はすでになくなってきているものと考えます

3 その他

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏名 日産大阪販売(株) 山形 正典

記述年月日: 令和 年 月 日

令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車小売業・整備業 最低賃金
労・使側	

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

「改正の必要性はない」と考えます。

- 2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

新車供給制約が緩和し、2023年暦年の国内新車販売台数（全需）5年振り前年超をしたが477万台に留まる。しかしながら少子高齢化社会の進展、生活様式の変化、若年層の車離れなど、全需の拡大は見込めない。物価高、賃上げで固定費増、EV化インフラ投資増、整備売上減少等、経営状況は厳しい。原材料費や労務費の増加を価格転嫁できない企業が相当数あることも考慮すべき。

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2024年春闘のマツダ労連販売部門解決状況は、5月29日現在、賃金改善分は4,611円(1.88%)。物価高騰、優秀な人財確保の観点から、各社で経営体力を考慮した賃上げが実施されている。地域内最低賃金の平均は、2030年半ばで、1,500円が全国目標、2023年平均では1,004円、引き上げ率3%と、産業の優位性の保持は困難な状況で、地域内最低賃金引上げ議論に左右される状況。

③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

消費者物価は上昇（大阪市消費者物価指数は29ヶ月連続上昇）だが、大阪府最低賃金は、全国的、近畿圏内と比較しても高い水準であり、生活水準維持は可能である。

④ その他

政府が、地域内最低賃金全国平均1,500円達成を言及しており、地域内最低賃金は今後も上昇が予想され、改定の必要性よりも、特定最低賃金を維持の是非を議論することが必要である。

- 3 その他

○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。氏名 株式会社 関西マツダ 水谷昌弘

記述年月日：令和6年7月18日

令和5年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗料製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	1,066円 (令和5年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車・同附属品製造	1,068円 (令和5年12月1日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)		備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
自動車小売業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)		

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **TEL:0120-068-116** Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

詳しくは **TEL:06-4708-7045**



どの支援が合うか迷ったら、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターに相談してみてね！



2 賃金引上げを支援する制度

業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**



その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



(3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088**



(4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053**



賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



令和6年6月7日(金)午後2時

連絡先
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・立石
▽直通 06-6946-2604

令和6年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:554組合(加重平均)】

【調査時点:5月27日現在】

□ 妥結額 14,578円(前年:10,792円)

□ 賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では妥結額が14,000円を超え、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となっている。
- 企業規模別の妥結額は、29人以下を除き大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ
調査資料一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月27日までに妥結額が把握できた678組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな554組合(172,612 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・岸田総理は、令和6年元日の記者会見において、「バブル崩壊から30年がたつが、今年は、日本経済を覆っていたデフレ心理とコストカットの縮み志向から完全に脱却する年にしたい。足元の物価高から国民生活を守り、『物価上昇を上回る賃上げ』を必ず達成しなければならない」と述べるとともに、経済界に対しては、「今年の春闘で昨年を上回る賃上げをお願いし、賃上げ促進税制を中小企業にも使いやすい形で強化する」としました。加えて、「賃上げとの相乗効果を狙い、所得税・住民税の定額減税も6月に実施する」と述べました。

さらには「官民が連携して社会全体のマインドを変えていく。物価上昇を乗り越える賃上げ、グリーンやデジタルの攻めの設備投資など、人・モノ・金がしっかりと動き出し、熱量の高い新しい経済ステージに向けて政策を総動員する」と決意を示しました。

〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和5年12月1日に公表した「2024 春季生活闘争方針」をふまえ、「これまでの単なる延長ではなく経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場である。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。賃上げ分 3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め 5%以上の賃上げを目安とする」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和6年1月5日の経済三団体共催 2024 年新年会後の共同会見において、「コストプッシュ型インフレであるとはいえ、長引くデフレを断ち切って物価が上がり始めたこの機を逃さず、構造的な賃金引上げを実現しなければならない。そのためには、2%程度の「適度な」物価上昇を実現したうえで、ベースアップと生産性向上分を合わせて物価上昇分以上の賃金引上げをめざすというサイクルを構築し継続していく必要がある」と述べ政府・日銀の政策に期待感を示すとともに、「昨年の月例賃金の引上げ率は3.99%(大手企業、経団連調査)と約30年ぶりの高水準であった。今年、そして来年以降も賃金引上げのモメンタムを維持・強化していきたい」と述べました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和6年1月25日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月13日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書（2024 春季生活闘争の方針と課題）」 （令和5年12月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来づくり春闘」を掲げたこの2年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり20年以上にわたるデフレマインドにも変化の兆し。みられる。 ・足元では、輸入インフレの影響が続いており、短期的には働く人の暮らしをまもるといった視点が重要であるが、同時に中期的には「人への投資」を強化し継続することが構造的な問題の解決と持続的な成長と分配の好循環に不可欠。 ・短期と中期の両方の視点をもって、ステージ転換の移行期を乗り越え、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしていく必要がある。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 ・消費全体を回復・増加させるには、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進め、恒常所得を増やしていくことが王道。 ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上 ・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。 ・水準は、勤続17年相当で時給1,795円、月給296,000円以上となる制度設計をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。 ・締結水準は、時給1,200円以上をめざす。 <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「24 国民春闘 方針」 （令和6年1月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年9月の実質賃金は前年比2.4%減で18カ月連続のマイナスが続いている。 ・名目賃金は前年同月比で一般労働者は1.2%上昇、物価上昇率は22年7月以降3%以上の高水準が続いている。 ・23春闘での賃上げ水準では、生活改善につながる状況にないことが明確。 ・日本の企業はコロナ禍でも内部留保を増やし続け、中小企業を含めて前年同期末比で11%増の530兆円と過去最高を更新。 ・「賃金が下がり続ける国から引き上げる国への転換」を図ることが大目標。 ・物価高騰が続くもとで、生活改善が実感できる賃金の大幅引き上げや底上げを求める要求をかかげてきた。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ要求：月30,000円以上、時給額190円以上 ・最低賃金要求：月225,000円以上、時給1,500円以上 	<p>○経団連「2024年版経営労働政策特別委員会報告」（令和6年1月） 〈連合「2024 春季生活闘争方針」への見解〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合が2024春闘方針で示している持続的な賃金引き上げの実現、日本全体の生産性向上による「成長と分配の好循環」の必要性、2024年春季労使交渉がわが国経済社会のステージ転換を図る正念場との認識など、基本的な考え方や方向性、問題意識は経団連と多くの点で一致。 ・賃金要求において、高い水準で推移している物価動向への対応として、「前年を上回る賃上げをめざす」とより表現を強めたことは労働運動として理解。 ・賃金引き上げの機運醸成に向けて、中小企業における構造的な賃金引き上げが不可欠との方向性も経団連と同様。 <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年以降も、エネルギー・原材料価格の上昇や円安などを背景に物価上昇が続く中、「社会性の視座」に立って賃金引き上げのモメンタムを維持・強化し、「構造的な賃金引き上げ」の実現に貢献していく。 ・自社の労働生産性の改善・向上を図ることで賃金引き上げの原資を確保した上で、物価動向に留意しつつ、「賃金決定の大原則」に則り、成長の果実を、「人への投資」促進の両輪と位置付けている「賃金引き上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」として適切に反映するとの考えに基づいた対応が必要。 ・「賃金引き上げ」にあたっては、月例賃金、初任給、諸手当、賞与・一時金を柱として、労使で真摯に議論を重ね、多様な方法・選択肢の中から適切な結論を見出すことが大切。 ・企業の持続的な成長には、総合的な処遇改善・人材育成による「人への投資」の促進が必要。働き手のエンゲージメント向上と適切な分配を念頭に置きながら、各施策について前向きな検討・実施が望まれる。 ・労使は、「闘争」関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーであるとの認識をより強くしながら、経団連は、わが国が抱える社会的課題の解決に向けて、未来を「協創」する労使関係を目指していく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 14,578 円(前年:10,792 円)、賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、10,917 円（対前年比:2,704 円増、32.9%増）

「300 から 999 人」が、14,314 円（対前年比:4,431 円増、44.8%増）

「1,000 人以上」が、15,017 円（対前年比:3,776 円増、33.6%増）

となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

(3) 産業別の妥結状況【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 16,419 円、非製造業の妥結額平均が 12,663 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(14,578 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「鉄鋼(24,991 円)」、「機械器具(20,253 円)」、「非鉄金属(17,096 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「医療、福祉、教育、学習支援業(8,207 円)」、「印刷・同関連(9,300 円)」、「情報通信業(9,447 円)」等となりました。

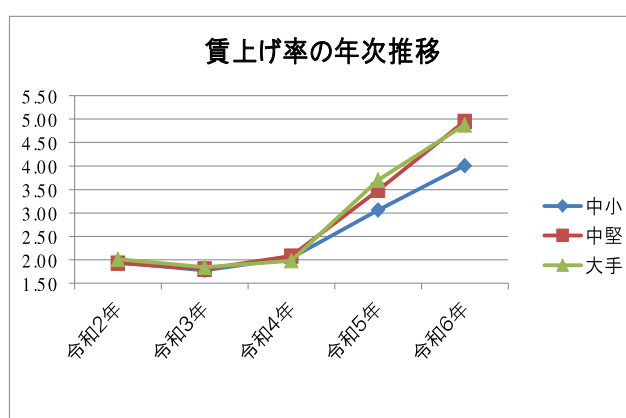
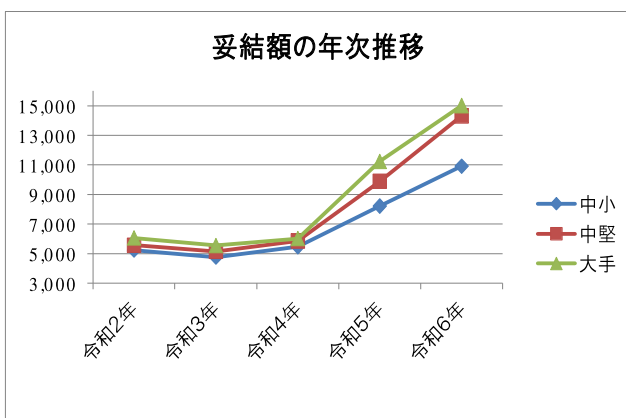
■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	279,465	8,107	2.90
	30～99人	98	263,491	9,465	3.59
	100～299人	137	273,912	11,311	4.13
299人以下		261	272,101	10,917	4.01
300～999人		111	289,354	14,314	4.95
1,000人以上		182	307,994	15,017	4.88
総平均		554	302,284	14,578	4.82

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90
	30～99人	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59
	100～299人	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13
299人以下		5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01
300～999人		5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95
1,000人以上		6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:554組合)【加重平均】

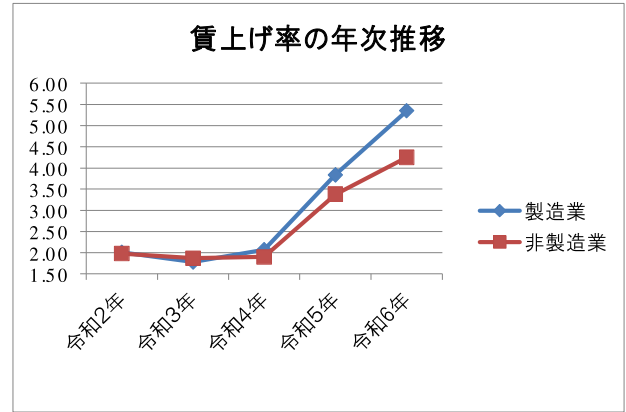
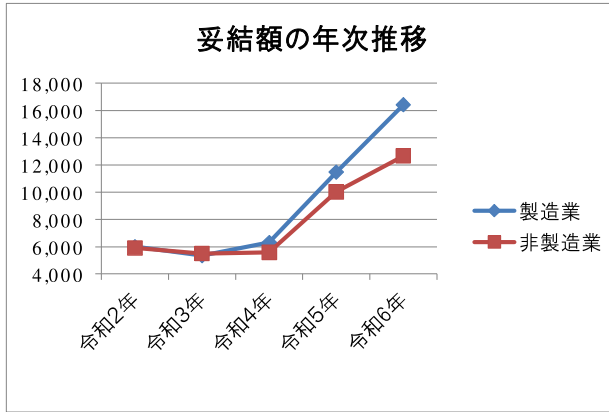
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
全産業計	554	172,612	302,284	14,578	4.82	18,055	
製造業平均	372	88,003	306,654	16,419	5.35	19,197	
製造業	食料品・たばこ	36	5,850	304,611	15,995	5.25	17,004
	繊維、衣服	37	5,069	304,303	14,175	4.66	17,041
	木材、家具・装備品	4	893	286,149	14,776	5.16	16,776
	パルプ・紙・紙加工品	8	638	298,550	15,516	5.20	16,525
	印刷・同関連	10	2,419	283,591	9,300	3.28	17,115
	化学	48	9,104	312,958	13,651	4.36	16,592
	石油・石炭製品	1	17	340,050	18,403	5.41	20,403
	プラスチック製品	4	616	264,122	10,496	3.97	10,914
	ゴム、皮革製品	3	201	228,776	6,019	2.63	9,077
	窯業・土石製品	5	275	253,059	9,886	3.91	13,555
	鉄鋼	39	8,139	290,547	24,991	8.60	25,283
	非鉄金属	18	4,751	323,677	17,096	5.28	18,210
	金属製品	51	9,865	268,269	14,882	5.55	15,717
	機械器具	73	23,025	325,410	20,253	6.22	21,919
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	3,553	1.20	14,806
	電気機械器具	11	3,081	317,650	13,843	4.36	17,569
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75	21,400
	輸送用機械器具	15	11,515	313,176	10,717	3.42	18,422
	その他の製造	7	2,525	302,590	13,813	4.56	19,838
非製造業平均	182	84,609	297,740	12,663	4.25	16,695	
非製造業	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	257,143	18,000	7.00	18,000
	建設業	10	3,792	303,882	12,769	4.20	15,822
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	21	1,728	324,339	9,447	2.91	14,047
	うち、通信・放送	2	705	312,283	13,440	4.30	15,027
	うち、情報サービス	1	20	318,564	13,093	4.11	13,093
	うち、情報制作(出版等)	18	1,003	332,928	6,567	1.97	13,376
	運輸業・郵便業	48	30,350	304,271	11,522	3.79	16,295
	うち、私鉄・バス等	18	22,747	307,346	11,535	3.75	15,890
	うち、道路貨物輸送	16	4,978	321,721	8,384	2.61	15,008
	うち、郵便業						
	うち、その他	14	2,625	244,535	17,358	7.10	20,578
	卸売・小売業	62	37,842	294,670	13,331	4.52	16,530
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	1,262	297,216	17,405	5.86	18,740
	うち、金融・保険業	1	343	291,057	17,991	6.18	17,900
	うち、不動産業	2	919	299,514	17,187	5.74	19,053
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	244,387	12,842	5.25	17,500
	飲食店、宿泊業	5	1,472	308,226	19,649	6.37	20,095
	生活関連サービス業、娯楽業	5	603	268,459	13,869	5.17	14,491
	医療、福祉、教育、学習支援業	10	810	276,369	8,207	2.97	18,774
	うち、教育・学習支援業	5	128	284,763	4,669	1.64	26,832
	うち、医療・福祉	5	682	274,794	8,870	3.23	17,153
	複合サービス事業、サービス業	15	6,668	278,685	12,812	4.60	18,464
	うち、複合サービス事業	5	3,759	238,624	10,560	4.43	18,129
	うち、自動車整備・機械修理	2	147	306,928	14,728	4.80	17,929
	うち、賃貸・広告業	1	189	320,837	19,571	6.10	16,783
	うち、その他	7	2,573	332,502	15,496	4.66	19,113

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな521組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35
非製造業	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和6年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年
第1報	3月29日	611組合	657組合	206組合	195組合	117組合	117組合
		21,435円	19,271円	14,231円	9,263円	16,817円	10,739円
第2報	4月19日	743組合	726組合	472組合	428組合	326組合	291組合
		21,244円	18,965円	11,469円	8,348円	13,623円	9,615円
第3報	5月14日	779組合	761組合	576組合	544組合	440組合	427組合
		21,106円	18,747円	12,056円	8,126円	13,726円	8,837円
最終報	6月5日	804組合	771組合	683組合	555組合	678組合	528組合
		20,950円	18,703円	12,034円	8,323円	12,095円	8,500円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	91組合	年間一時金	1,436,217円
妥結	234組合	夏季一時金	691,019円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和6年6月20日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課
地域労政グループ 裏野・立石
▽直通 06-6946-2604

令和6年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月27日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:474組合)

【全体結果】(表1)

項目	令和6年	令和5年	対前年比
妥結額	14,486円	10,115円	4,371円増 (43.2%増)
賃上げ率	4.78%	3.65%	1.13ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
 - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
 - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では8割の業種で、非製造業では全業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月27日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた554組合*のうち、前年の妥結額についても把握できた474組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

*この554組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和6年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:474組合】

(1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額14,486円(前年:10,115円)が、対前年比4,371円増・43.2%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比2,681円増・33.4%増(令和6年:10,705円 令和5年:8,024円)

「300から999人」が、対前年比5,192円増・53.8%増(令和6年:14,844円 令和5年:9,652円)

「1,000人以上」が、対前年比4,397円増・42.2%増(令和6年:14,809円 令和5年:10,412円)となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和6年	令和5年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	22	7,844	6,210	1,634	26.3	
	30~99人	89	9,634	7,294	2,340	32.1	
	100~299人	119	11,035	8,248	2,787	33.8	
299人以下		230	10,705	8,024	2,681	33.4	↗
300~999人		89	14,844	9,652	5,192	53.8	↗
1,000人以上		155	14,809	10,412	4,397	42.2	↗
全体加重平均		474	14,486	10,115	4,371	43.2	/
全体単純平均(参考)			12,762	8,873	3,889	43.8	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】





産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 16,545 円(対前年比 5,080 円増、44.3%増)、非製造業が 12,615 円(対前年比 3,727 円増、41.9%増)となりました。

製造業では、18 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、11 業種全てでプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が10 組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位1 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3		全体の8割強にあたる30組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い製鉄、鋼材関係の大手・中堅組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6		全体の7割強にあたる33組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い一部大手組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1		全体の8割強にあたる35組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い鉄道、バス関係の組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲1,576	▲12.6		全体の8割強にあたる11組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が不調であるとは言いがたい。組合員数の多い自動車関係の一部大手組合が前年より大幅なマイナスで妥結していることが全体の妥結額を押し下げている。

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	323	72,543	16,545	11,465	5,080	44.3	↗
食料品・たばこ	32	5,189	16,589	10,758	5,831	54.2	↗
繊維、衣服	34	5,026	14,241	10,752	3,489	32.4	↗
木材、家具・ 装備品	4	893	14,776	13,964	812	5.8	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	5	448	15,888	12,115	3,773	31.1	↗
印刷・同関連	9	2,317	9,396	7,209	2,187	30.3	↗
化学	38	5,957	14,362	12,533	1,829	14.6	↗
石油・石炭製品							↘
プラスチック製品	3	577	10,040	8,967	1,073	12.0	↗
ゴム、皮革製品	3	201	6,019	4,849	1,170	24.1	↗
窯業・土石製品	2	83	9,558	12,940	▲ 3,382	▲ 26.1	↘
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3	↗
非鉄金属	18	4,751	17,096	11,912	5,184	43.5	↗
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6	↗
機械器具	65	15,395	20,545	14,242	6,303	44.3	↗
電子部品・ デバイス	1	10	3,553	10,054	▲ 6,501	▲ 64.7	↘
電気機械器具	9	2,329	13,423	12,129	1,294	10.7	↗
情報通信 機械器具	1	10	15,400	12,400	3,000	24.2	↗
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲ 1,576	▲ 12.6	↘
その他の製造	4	2,019	13,198	4,794	8,404	175.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	151	79,844	12,615	8,888	3,727	41.9	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利	1	25	18,000	11,814	6,186	52.4	↗
建設業	9	3,552	13,164	9,276	3,888	41.9	↗
電気・ガス・熱供給・ 水道業							↘
情報通信業	17	1,364	8,880	7,686	1,194	15.5	↗
うち、通信・放送	1	373	15,000	11,000	4,000	36.4	↘
うち、情報サービス	1	20	13,093	5,461	7,632	139.8	
うち、情報制作(出版等)	15	971	6,443	6,458	▲15	▲0.2	
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1	↗
うち、私鉄・バス等	14	22,005	11,681	7,305	4,376	59.9	↘
うち、道路貨物輸送	15	4,931	8,285	8,151	134	1.6	
うち、郵便業							
うち、その他	13	2,623	17,363	6,769	10,594	156.5	
卸売・小売業	53	36,554	13,440	9,838	3,602	36.6	↗
金融・保険業、不動産、 物品賃貸業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	↗
うち、金融・保険業							↘
うち、不動産業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	57	12,842	7,852	4,990	63.6	↗
飲食店、宿泊業	2	631	14,889	9,496	5,393	56.8	↗
生活関連サービス 業、娯楽業	3	38	11,522	9,267	2,255	24.3	↗
医療、福祉、教育、 学習支援業	8	765	8,308	4,809	3,499	72.8	↗
うち、教育・学習支援業	5	128	4,669	6,040	▲1,371	▲22.7	↘
うち、医療・福祉	3	637	9,039	4,562	4,477	98.1	
複合サービス事業、 サービス業	12	6,380	12,613	10,341	2,272	22.0	↗
うち、複合サービス事業	4	3,695	10,516	7,690	2,826	36.7	↘
うち、自動車整備・機械修理	2	147	14,728	9,864	4,864	49.3	
うち、賃貸・広告業							
うち、その他	6	2,538	15,544	14,228	1,316	9.2	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。